

## ◎わがまち特例による固定資産税の特例措置について

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）とは、地方税法の定める範囲内で地方自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みで、平成24年度税制改正により導入されたものです。女川町では、以下の資産に対する課税標準の特例割合を町税条例で定めています。

### ◎特例規定の一覧

#### (1) 汚水処理又は廃液処理施設(地方税法附則第15条第2項第1号)

汚水処理又は廃液処理施設とは、水質汚濁防止法に規定される特定施設または指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液を処理する施設のことをいいます。

主な対象資産：沈殿又は浮上装置・油水分離装置・汚泥分離装置、濾過装置等

取得時期：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得されたもの。

特例割合：課税標準額を価格の3分の1に軽減

#### (2) 下水道除害施設(地方税法附則第15条第2項第5号)

下水道除害施設とは、公共下水道施設の機能を妨げ、又は公共下水道施設を損傷するおそれのある下水を排出している使用者が、下水道法施行令で定める基準に従い、下水の障害を除去するために設けた施設のことをいいます。

主な対象資産：沈殿又は浮上装置・油水分離装置・汚泥処理装置、濾過装置等

取得時期：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの。

特例割合：課税標準額を価格の10分の7に軽減

#### (3) 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する一定の公共施設等（地方税法附則第15条第14項）

都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する一定の公共施設等とは、都市再生特別措置法の規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域等において、一定の認定民間都市再生事業により取得した公共施設等（公園、広場）のことをいいます。

主な対象資産：公園、広場、防水、防砂又は防潮の施設、港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設、緑化施設、通路等

取得時期：令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した資産

特例割合：5年間、課税標準額を価格の2分の1に軽減

#### (4) 津波対策に資する港湾設備等(地方税法附則第15条第21項)

津波対策に資する港湾設備とは、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、かつ、市町村が作成した津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画において位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾設備のことをいいます。

主な対象資産：防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設、嵩上げ等の改良

取得時期：平成28年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの。

特例割合：取得から4年間、課税標準額を価格の3分の1に軽減

#### (5) 指定を受けた津波避難施設(地方税法附則第15条第22項第1号、23項第1号)

指定を受けた津波避難施設とは、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域内において、市町村長の指定を受けた津波避難施設のことをいいます。

対象資産：指定避難施設のうち津波発生時における避難の用に供する部分（家屋）、

指定避難施設に付属する誘導灯、誘導標識、自動開錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備（償却）

特例割合：5年間、課税標準額を価格の2分の1に軽減

#### (6) 管理協定が締結された津波避難施設(地方税法附則第15条第22項第2号及び第3号、23項第2号)

管理協定が締結された津波避難施設とは、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設のことをいいます。

対象資産：協定避難施設のうち津波発生時における避難の用に供する部分（家屋）、

協定避難施設に付属する誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備（償却）

特例割合：5年間、課税標準額を価格の3分の1に軽減

(7) 再生可能エネルギー発電設備(地方税法附則第15条第25項第1号から第3号)

再生可能エネルギー発電設備とは、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備のうち、地方税法の規定に該当するものをいいます。

主な対象資産：蓄電装置、変電設備、送電設備等を含む発電設備（該当要件は下記）

①太陽光発電設備…電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認可発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている設備

②風力・水力・地熱・バイオマス発電設備

…電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認可発電設備である設備（バイオマス発電設備については発電出力2万kW未満のもの）

取得時期：令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの。

特例割合：取得から3年間、下記の区分毎に課税標準額を軽減

区分	特例割合
太陽光発電設備（出力1,000kW未満）	2分の1
太陽光発電設備（出力1,000kW以上）	12分の7
風力発電設備（出力20kW未満）	12分の7
風力発電設備（出力20kW以上）	2分の1
地熱発電設備（出力1,000kW未満）	2分の1
地熱発電設備（出力1,000kW以上）	3分の1
バイオマス発電設備（出力10,000kW未満）	3分の1
バイオマス発電設備（出力10,000kW以上20,000kW未満）	2分の1
水力発電設備（出力5,000kW未満）	3分の1
水力発電設備（出力5,000kW以上）	12分の7

(8) 浸水防止用設備(地方税法附則第15条第28項)

浸水防止用設備とは、水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した浸水防止用の設備のことをいいます。

主な対象資産：防水板・防水扉・排水ポンプ・換気口浸水防止機

取得時期：平成29年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの。

特例割合：取得から5年間、課税標準額を価格の2分の1に軽減

**(9) サービス付き高齢者向け賃貸住宅(地方税法附則第15条の8第2項)**

サービス付き高齢者向け賃貸住宅とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき登録された賃貸住宅のことをいいます。

主な対象資産：下記1～5の要件に該当するサービス付き高齢者向け賃貸住宅

1. サービス付き高齢者向け住宅としての登録を受けていること。
2. 1戸あたりの住宅部分床面積が30m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること（共用部分含む）。
3. 主要構造部が耐火構造・準耐火構造であること、又は総務省令で定める建築物であること。
4. 国、又は地方公共団体の補助を受けていること。
5. 戸数が5戸以上であること。

取得時期：平成27年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの。

特例割合：取得から5年間、課税標準額を価格の2分の1に軽減

**(10) 企業主導型保育事業に供する施設等(地方税法附則第15条第32項)**

企業主導型保育事業に供する施設等とは、児童福祉法の規定に基づく政府の補助を受けた事業主等が、当該事業の用に供するために設置した家屋及び償却資産のことをいいます。

主な対象資産：有料で借り受けた固定資産以外の固定資産

取得時期：平成29年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの。

特例割合：取得から5年間、課税標準額を価格の3分の1に軽減

**(11) 緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地  
(地方税法附則第15条第33項)**

一定の市民緑地の用に供する土地とは、都市緑化法の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人が、同法に規程する認定計画に基づき設置・管理する市民緑地の用に供する土地のことをいいます。

主な対象資産：市民緑地の用に供する土地

取得時期：平成29年6月15日から令和7年3月31日までに取得したもの。

特例割合：取得から3年間、課税標準額を価格の2分の1に軽減

(12) 家庭的保育事業に供する施設等（地方税法第349条の3第27項）

家庭的保育事業に供する施設等とは、家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産のことをいいます。

主な対象資産：家庭的保育事業の用以外の用に供されていない家屋及び償却資産

取得時期：平成29年4月1日以降に取得したもの。

特例割合：課税標準額を価格の3分の1に軽減

(13) 居宅訪問型保育事業に供する施設等（地方税法第349条の3第28項）

居宅訪問型保育事業に供する施設等とは、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産のことをいいます。

主な対象資産：居宅訪問型保育事業の用以外の用に供されていない家屋及び償却資産

取得時期：平成29年4月1日以降に取得したもの。

特例割合：課税標準額を価格の3分の1に軽減

(14) 事業所内保育事業に供する施設等（地方税法第349条の3第29項）

事業所内保育事業に供する施設等とは、事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る）の用に供する家屋及び償却資産のことをいいます。

主な対象資産：事業所内保育事業の用以外の用に供されていない家屋及び償却資産

取得時期：平成29年4月1日以降に取得したもの。

特例割合：課税標準額を価格の3分の1に軽減

(15) 浸水被害軽減地区内の土地に対する特例（地方税法附則第15条第38項）

水防法の規定により浸水被害軽減地区に指定された区域内にある土地に対し、課税標準額が軽減されます。

対象：令和2年4月1日から令和8年3月31日までに浸水被害軽減地区の指定を受けた地区内にある土地

特例割合：浸水被害軽減地区に指定された翌年度から3年間、課税標準額を価格の2分の1に軽減

(16) 雨水貯留浸透施設(地方税法附則第15条第42項)

雨水貯留浸透施設とは、浸水被害の防止のため、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、特定都市河川浸水被害対策法に基づき知事の許可を要する雨水浸透阻害行為(土地の形質の変更等)に伴い設置される施設のことをいいます。

主な対象資産：浸透性舗装・浸透ます・浸透トレンチ・貯留施設

取得時期：令和3年11月1日から令和6年3月31日までに取得したもの。

特例割合：課税標準額を価格の6分の1に軽減

(17) 貯留機能保全区域の土地に対する特例(地方税法附則第15条第43項)

特定都市河川浸水被害対策法の規定により、指定された貯留機能保全区域内にある土地に対し、課税標準額が軽減されます。

対象：令和4年4月1日から令和7年3月31日までに指定を受けた土地

特例割合：3年間・課税標準額を価格の3分の2に軽減

◎申告の方法：該当する資産を保有している方は、女川町税務課固定資産係までお問い合わせください。

お問い合わせ先：税務課固定資産係 電話番号：0225-54-3131 内線182、183